

ガソリンの容器詰替え販売時に、 本人確認等が義務化されました



令和2年2月1日より、販売時に本人確認、使用目的の確認、販売記録の作成が必要になります。

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を防止するため、令和2年2月1日よりガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うことが消防法上義務化されました。

※危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)

本人確認や使用目的の確認を行わず(拒否される等)、詰替え販売を行った場合は、消防法令違反となります。

顧客の本人確認について

免許証等の本人確認を行うことができる書類の提示を求め、本人確認が必要になります。

【本人確認を行うことができる書類の例】

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど公的機関が発行する写真付きの証明書

使用目的の確認について

顧客に対し、「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な使用目的の確認が必要になります。

販売記録の作成について

販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量等の記録作成が必要になります。販売記録については、紙ベース、電子データで台帳を作成し保存する方法のほか、必要事項を記入した注文書をファイリングする方法も認められます。作成した販売記録は1年を目安に保存してください。

※なお、顧客氏名は個人情報に該当するため、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客に見られることのないよう販売記録を作成・保存する等、適切に運用してください。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。(緊急時は110番)